

5 . 基本理念と基本方針

5 1 . 基本理念

本市として、高齢者や障害者等だれもが、安全・安心・快適に移動でき、自立した社会生活ができるまちを創りあげるため、市民・事業者・行政が互いに協働して、人にやさしいまちづくりを積極的に進めていくため、基本理念を次のように定めます。

だれもが安全・安心に移動でき 人にやさしいまち

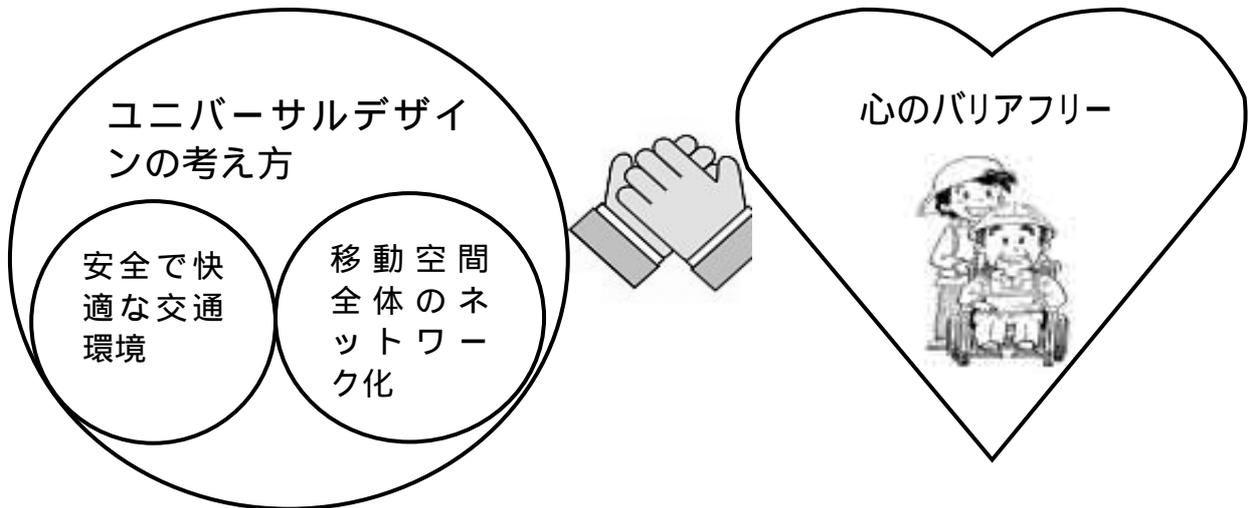
この基本理念は、

- (1) 障害者が障害のない者と同等に生活し、だれもがその権利を尊重され、ともに活動し、自立した日常生活と社会生活を営むことが出来るノーマライゼーションの理念によるまちづくりを進める。
- (2) 今後本格的な高齢社会へ移行するなかで、高齢者の生活を支え、自立を支援し、社会参加を促進する等、生活の質を高め元気で暮らし続けることの出来る、健全で活力あるまちづくりを進める。
- (3) 高齢者や障害者をはじめだれもが利用しやすいよう、「どこでも、だれでも、自由に使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、安全に、かつ、安心して外出・移動でき、利用しやすい施設のある、生き生きと安全に暮らせるまちづくりを進める。

その推進のためには、市民・事業者・行政が互いに協働して、P（計画）し、それをD（実行）し、その内容をC（評価）し、A（改善）に結び付けていくPDCAサイクルの継続が必要であります。

5 2 . 基本方針

基本理念に基づき、以下の「基本方針」を踏まえながら、総合的、重点的かつ一体的に取り組んでいきます。



ユニバーサルデザインの考え方を基本に

年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良し、誰もが安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方にに基づき整備を進めていくことが重要です。

安全で快適な交通環境の推進

すべての人が安全で快適に歩き、移動できるよう交通環境のバリアフリー化を進めるとともに、鉄道やバスなどの公共交通の利便性、快適性を高めていきます。

移動空間全体のネットワーク化を進める

建築物や公共交通機関の旅客施設といった単体だけではなく、それを結ぶ駅前広場や道路といった移動空間全体のバリアフリーネットワークの形成を図ります。

「心のバリアフリー」を進めるまちづくり

市民一人ひとりがバリアフリーのまちづくりについての理解を深め、互いに助け合う心配りを持つ「心のバリアフリー」を進めるため、普及啓発、教育などの取り組みを図っていきます。

5 - 3 . 市民、事業者、行政の役割

基本構想に基づき、総合的なバリアフリー化を図るためには、市民や事業者、行政が連携を図りながらバリアフリー整備を進めていくことが重要です。また、高齢者や障害者等が安心して外出できる環境を形成するためには、公共交通機関や道路等のハード面の整備とともに、各々が相手の立場にたって考え、行動することが必要であり、「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

このため、基本構想の推進にあたっては、各々が下記の役割を踏まえ、相互に協力・連携することが、この基本構想に定めたバリアフリーの整備内容の達成や、事業の実施時期の実現を促進することとなります。

図表 5-3-1 市民、事業者、行政の役割

市民	各事業者のバリアフリー整備に対する協力 バリアフリー整備に対する点検・評価への積極的な参加 バリアフリーに対する理解を深め行動する
事業者	基本構想に基づくバリアフリー整備の実施 バリアフリー整備にあたっての利用者の意見聴取及び集約 職員のバリアフリーに対する教育活動の推進
行政	バリアフリー推進体制の確立 利用者の意見聴取・集約、事業者間の調整、進捗状況の管理・情報提供、整備後の点検・評価及びその後の事業へのフィードバック等 公共交通事業者のバリアフリー整備に対する費用面での支援 「心のバリアフリー」の広報・啓発・教育活動の推進